

第八期練馬区健康推進協議会（第6回）会議録【要旨】

- 1 開催日時
平成26年7月14日（月）午後3時00分～午後4時30分
- 2 開催場所
練馬区役所本庁舎5階 庁議室
- 3 出席者
会長
 高久史磨委員
副会長
 向山巖委員
委員
 長谷川泰彦委員、斉藤久子委員、岩橋栄子委員、小山毅委員、
 豊田英紀委員、小野塚栄作委員、高松さとし委員、酒井妙子委員、
 やない克子委員、倉田れいか委員、土屋としひろ委員、伊藤大介委員、
 関東英雄委員、新井みどり委員、植村光雄委員、酒井道子委員、
 増田時枝委員、依田和子委員、森山瑞江委員、成尾善子委員、
 秋本重義委員、北口松雄委員
 （欠席委員は1名）
区理事者
 健康部長、練馬区保健所長、地域医療担当部長、
 福祉部経営課長、健康推進課長、生活衛生課長、保健予防課長、
 豊玉保健相談所長、光が丘保健相談所長、石神井保健相談所長、
 大泉保健相談所長、関保健相談所長、地域医療企画調整課長
- 4 公開の可否
公開
- 5 傍聴者数
0名
- 6 配布資料
「資料1」 練馬区健康づくり総合計画（検討するための素材）
「資料1-1」 練馬区健康づくり総合計画（検討するための素材図）

「資料1-2」 策定スケジュール（案）

「資料2」 平成25年度練馬区食品衛生監視指導計画実施結果について

「資料2別紙」 平成25年度練馬区食品衛生監視指導計画実施結果

「資料3」 練馬区災害時ペット管理ボランティア事業の実施について

7 議事録

【会長】

ただいまから、第6回練馬区健康推進協議会を開会します。最初に、事務局から連絡があります。

【健康推進課長】

まず、委員の交代についてです。新委員のご紹介をいたします。

（新委員の紹介・挨拶）

新委員：伊藤大介委員、小野塚栄作委員、酒井妙子委員、
やない克子委員、倉田れいか委員、

また、6月23日付けで、理事者の人事異動がございました。委員の皆さまにご紹介します。

（新理事者の紹介・挨拶）

新理事者：福祉部長 大羽康弘、健康部長 中田圭太郎、
地域医療担当部長 新山博己、生活衛生課長 山根由美子、
地域医療企画調整課長 小原敦子

第八期の健康推進協議会の委嘱期間は、平成24年8月2日から平成26年8月1日までの2年間ですが、本協議会設置要綱の第4条では、「委員に欠員が生じた場合における補充委員の任期は、前任者の残任期間とする。」とされています。

川崎委員から、本日欠席のご連絡をいただいております。また、区理事者のうち、福祉部長、地域医療課長は公務が重なり欠席です。

【会長】

それでは、本日の議題に入ります。健康づくり総合計画の策定について資料の説明をお願いします。

【健康推進課長】

練馬区健康づくり総合計画は、平成 13 年に、計画期間を 10 年とし、策定されました。当時の「練馬区健康づくり推進会議」や「練馬区保健医療協議会」の答申や、国の健康日本 21 およびそれに伴う都の計画に対応して策定されました。

平成 23 年度には、健康づくりと食育を総合的に推進するものとし、「食育推進計画」との統合をはかり、現計画の形となっています。

このたび策定する、健康づくり総合計画は、平成 27 年度から平成 31 年度までを計画期間とし、練馬区民の健康づくりと食育を総合的に推進するものとして新たに策定するものです。

新たな計画につきましては、これまでの総花的な書き方ではなく、区における健康課題や、取り組みの方向性・目指すものをより明らかにし、「重点を置くものは何か」をわかりやすくお示ししていきたいと考えています。

それでは、練馬区健康づくり総合計画の構成についてご説明をいたします。資料 1 は、「検討するための素材」となります。はじめに、「体系」についてです。

練馬区健康づくり総合計画は、「区民の健康」と「健康都市練馬区宣言」の目指すまちづくりの取り組みのために、基本理念に基づき、計画の到達点となる目標を定め、目標を達成するための具体的な施策を明らかにします。施策の実現手段となる個別事業については、事業名称と事業目標などを別にお示しします。つまり、今回の計画は、施策をお示しするものであり、これまでの計画のように個別事業については掲載いたしません。

あくまでも「戦略」となる施策を掲載し、「戦術」となる個別事業は、別冊掲載といたします。しかし、戦術までを考えなくては、戦略が明らかにならない部分や、具体が伝わらないこともありますので、個別事業についても並行で考えていきます。

次に、健康都市練馬区宣言の抜粋を記載しています。

健康都市練馬区宣言の中には、「健康は、ひとり一人の主体的な取り組みと地域社会の積極的な支援が一体となって確かなものとなる」と記載してあります。本計画は、こうした「健康都市練馬区宣言」の目指すまちづくりの実現に向けて策定するものであり、ここに抜粋をご紹介します。

次に、「基本理念」です。基本理念は、計画策定の柱にあたります。

計画の方向性や具体策が、この 3 つの柱のどれかにつながるというものです。

次期計画の基本理念は、

1. 生涯を通じた健康づくりを推進する。

これは、ライフステージに合わせた健康づくりの推進を考えています。各世代による健康課題が違うことを認識し、「ライフステージに沿った健康づくりが必要である。」という考え方によるものです。

2. 健康づくりにつながる地域の支えあいを推進する。

これは、「健康は個人の努力では限界があり、周囲の人々や地域での支え合いがあつてこそ促進される。」という考え方です。例えば、生活習慣病予防のため運動の取り組みでも、地域の中の「歩く会」などが活発であれば、そうした会に入ることによって、運動の継続が期待されます。世代や健康課題によって様々ではありますが、こうした人々や地域の支え合いが健康づくりには欠かせないと考えています。

3. 健康を支え、守るための環境を整備する。

これは、生活衛生や食品衛生の分野、または、健康危機対策や、医療の分野にあたります。個人や地域では取り組みが困難で、行政が整備を図るものであり、例えば、新型インフルエンザ対策や食中毒対策、予防接種などが含まれます。こうした対策により健康づくりの土台となる環境の整備をしっかりと行うという考えです。

次に、「目標」です。本計画の到達点になります。

1. 健康寿命の延伸です。

健康で長生きということになりますが、そのために、区民ひとり一人が、健康に配慮し、心身ともに健やかに生活できる状態を目指します。

2. 健やかな暮らしを支える地域づくり

健康は、「ひとり一人の取り組みと地域社会の積極的な支援が一体となつて確かなものになる。」という考えに基づき、人と人との関わりや地域の絆によって、健康を支える地域社会を目指します。

次に、「施策」です。先にご説明した目標を達成するための方法論にあたります。以下の3つの取組は、個別の事業によって具体化されることになります。

1. 健康を維持し、生活習慣病の発症・重症化を予防するための取組

ここには、「健診の受診によって、自分自身の体の状態を把握し、予防や病気の早期発見、早期治療に結びつける。」であるとか、糖尿病や高血圧などの生活習慣病の重症化予防対策が含まれます。区においても、健診の受診率の向上は課題であり、個々人の健康づくりにつながる施策などがここに含まれます。

2. 生活習慣を改善し、個人の行動変容を促すための取組

ここには、生活習慣すべてが入りますので、その内容も世代も広がります。例えば、食事、睡眠、飲酒、喫煙、歯や口腔の健康など、各世代で

課題や取組が異なります。正しい知識の普及啓発や行動変容を促すための取組がここに含まれます。

3. 健康を地域で支える取組

ここには、こころの健康づくりやこどもの健全な成長を支えるための地域での見守り、ご近所で声を掛け合って取組む健康づくりなどが含まれます。また、地域の安全な生活を守ることへの施策もここに含めていきます。

最後に、「個別事業」です。

個別事業は、施策の実現手段であります。施策と個別事業は連動しているものであり、計画の策定においては、施策と個別事業を並行に作成していきます。

また、施策を遂行するための事業を計画するにあたり、考慮すべき視点を以下としました。これは、国の健康日本 21(第二次)に基づく、東京都健康推進プラン 21(第二次)においても示されている視点であります。その中でも、特にこれまでの健康実態調査や、計画の中間評価において課題となるべきものについて「重点分野」と位置付け、個別事業の策定を行っていきたいと考えています。

「資料 1-1」は、これまでの説明を図にしたものです。

次に、「資料 1-2」のスケジュールをご説明します。この計画は、3月末を目途に作成を予定しています。従いまして、平成 27 年 1 月には素案の作成を、2 月には区民意見反映制度も活用し、3 月末完成を予定し、平成 27 年度スタートと考えています。この間、健康推進協議会の新たな次期メンバーの皆さまにも、ご意見をいただきながら進めたいと考えています。

本日は、次期計画の構成について、皆様にご検討いただくための素材をお示ししました。様々なご意見を頂きたいと思っております。資料の説明は以上です。

【会長】

只今の説明について、どなたかご質問はありますか。

【委員】

健康づくり総合計画は、特定期間の計画という事ではなく、長期に継続される計画で、それを特定期間の年数で区切って策定しているという理解でよろしいでしょうか。

「資料 1：検討するための素材」は、7月8日の健康づくり総合計画策定委員会で作られたものなのでしょうか。

また、「基本理念」について、現在の計画と比べると食育と医療という項目が書かれていませんが、これは「Ⅲ 健康を支え、守るための環境を整備する」に含まれるという事でしょうか。

【健康推進課長】

計画の期間については、長期間でみる必要があります。また、区の上位計画と整合性を図りながら進めていきます。

策定委員会は庁内の関係する管理職で構成されています。本日は、策定委員会で固めた内容をお示ししています。また、策定委員会の下に検討部会を設置します。両会議体にて、健康推進協議会でのご意見を計画にどう反映させるか議論していきます。

次に、基本理念の「医療」については、昨年3月に策定された、「練馬区地域医療計画」にその内容を移行しました。「食育」については、全ての項目に関わってくるとの考えから項目立てをしていませんが、重要な内容と位置づけ、各施策に反映していきたいと考えています。

【委員】

隣の豊島区では、脱法ハーブによる事故が起きています。練馬区でも何らかの対策を考えていただきたい。

【健康推進課長】

区民の健康・安全を守るためには、脱法ハーブの問題についても考えていく必要があります。今後、策定委員会・検討部会等において議論していきたいと考えています。

【委員】

健康づく総合計画の方向性と在宅医療との関連性は、どのようにお考えですか。

【健康推進課長】

健康寿命の延伸との関係を含めて、健康づくりと在宅医療をどのように関連づけていくのか、今後の議論の中で検討させていただきます。

【委員】

施策③の中の「こころの健康づくりへの支援の充実」は、他の施策に比べてあまり具体的ではないので、どのような事を考えているのか説明して

いただきたい。

【健康推進課長】

こころの健康づくり対策で理解し易いところでは、自殺対策や引きこもり対策などが挙げられます。また、策定委員会等でこころの健康づくりの充実について検討していきたいと考えています。

【委員】

こころの健康づくりは、世代ごとに様々な対策が必要だと思しますので、よろしくをお願いします。

【健康推進課長】

思春期世代におけるこころの健康問題にも重点を置きながら、世代ごとの対策を検討していきます。

【委員】

思春期世代は病気になる事も多いので、対策が必要だと思います。また、学校とも連携して普及啓発活動を実施していただきたい。

【委員】

個別事業の中にロコモティブシンドロームが入っていませんが、その理由について教えていただきたい。

【健康推進課長】

個別事業(13)「高齢者の健康」の中で、ロコモティブシンドロームを検討していきたいと考えています。

【委員】

メタボリックシンドロームが項目に出ているので、出来ましたらロコモティブシンドロームも項目に入れていただきたいと思います。

【会長】

こころの健康では、うつ病が職場等で問題になっているので、留意してください。

【委員】

他の区も同様の計画を策定していると思うが、練馬区の計画の特色（自慢できるところ）があれば教えていただきたい。

【健康推進課長】

現行の健康づくり総合計画の中間評価を昨年度実施しました。その結果、女性の喫煙率は増加したものの約75%の項目で高い評価を得ています。

数値的に評価しづらい項目も盛り込んでありますので、全体的には70～80%位は、計画の目標を達成出来ていると認識しています。ただ、先程お話したとおり、女性の喫煙率が増加してしまった事が気がかりなところでもあります。

【委員】

資料の基本理念・目標等を見ますと背景に、自助・共助・公助が入っていると思います。もちろん、この3つが一緒になって進むのが本来の姿だと思いますが、特に力を入れて欲しいのが自助です。「(健康づくりを)自分からやるんだ」という自助の項目について環境整備をしていただきたい。

【健康推進課長】

健康都市練馬区宣言の中にも、「自分の健康は自分で守り、つくる」という内容が盛り込まれています。今後、そういったものも踏まえて検討を進めていきます。

【会長】

いろいろとご意見をいただきましてありがとうございました。これからの政策に是非、委員の方のご意見を反映させていただきたいと思います。

それでは、次の議題に入ります。平成25年度練馬区食品衛生監視指導計画実施結果についての説明をお願いします。

【生活衛生課長】

平成25年度練馬区食品衛生監視指導計画実施結果についてです。資料2をもとに補足しながら説明いたします。

資料2の2「実施結果の概要」、(1)「主な監視指導事業について」です。

区内飲食店、製造業、販売業の施設に立ち入りを行い、食品・添加物等の取り扱いや食品表示が適正かどうか等を監視し、不適切なものがあれば改善を指導しました。さらに、食中毒が発生しやすい業種や大量調理施設に

対しては、収去検査を含めた重点監視指導を実施しました。

年間の監視件数は14,056件です。そのうち、夏期対策・歳末一斉監視などの重点監視件数は、6,886件です。

食品等の収去検査については、705検体。そのうち、不適合は54検体と記載してありますが、内訳として、お弁当・調理パン・洋生菓子などが多く見受けられました。適合率は93.8%です。

現場簡易検査は843検体です。

平成25年12月に群馬県で発生した冷凍食品への殺虫剤混入事件の発生を受け、区民からの問い合わせへの対応および届け出のあった食品の検査を行いました。区民からの問い合わせは19件。そのうち、7件（8検体）について検査を行いました。マラチオンという物質が検出された事はありませんでした。

また、平成24年10月1日の東京都ふぐの取扱い規制条例の改正により、ふぐ調理師以外でも一部のふぐ加工製品の取り扱いが可能となり、それを受けて、平成24年度に引き続き区内のふぐ加工製品取扱届出施設に対して、取扱状況やふぐ加工製品の表示等について監視指導を行いました。

(2)違反・苦情食品対策についてです。

①区民等から寄せられた苦情についての対策です。区民等から113件の食品等に関する苦情が寄せられ、主な内容は食品への異物混入や食事をして具合が悪くなった（有症）などです。

その全てについて飲食店や販売店等に立ち入って原因を調査し、必要に応じて改善を指導するなどの措置をとりました。

②違反食品についてです。監視や苦情対応の過程で食品衛生法に違反した食品を58件発見し、改善指導や管轄保健所へ通知を行いました。

58件の内訳ですが、監視によるものが25件です。これは主に、表示がないものや期限の表示に不備があるといったものです。その他に、苦情対応によるものが33件です。これは主に、虫や毛髪などの異物混入です。

(3)食中毒についてです。

区内で発生した食中毒は2件で、いずれも飲食店であったため営業停止処分等を行いました。いずれも鶏刺しを含む料理によるカンピロバクターが原因でした。牛レバーの生食はH24年7月以降禁止されていますが、豚肉や鶏肉の生食については規制がないため、こういったものが出てきたと予想されます。ちなみに、ノロウイルスが原因のものはありませんでした。

(4)区民・事業者・行政の情報および意見の交換についてです。

①として、食の安全・安心シンポジウムを開催しました。参加者は92名です。

② 情報提供および普及啓発についてです。消費者グループや中・高校生等を対象に、家庭や文化祭等での食品衛生について 28 回、665 人を対象に講習会を行いました。食品衛生だよりを 4 回、37,000 部を発行しました。季節ごとに注意すべき食中毒等の特集し、区立施設等で配布するとともに区ホームページにも掲載しました。

区報には、6 月に「家庭で出来る食中毒予防」を、11 月に「ノロウイルスによる冬の食中毒・感染症予防」を掲載しました。その他、区内の新小学 1 年生に対して、手洗いポスター等を 6,500 部配布しました。

③ 食品事業者への講習等についてです。食品事業者に対しては、食中毒予防の情報や衛生管理等について、業態別に講習会を 24 回、延べ 1,625 人に実施しました。他に、大規模施設を中心に従事者講習会を 12 回実施し、309 名が受講しました。区内事業者の食品衛生責任者を対象とした実務講習会を 9 月に実施し、571 名が受講しました。④食品等事業者による自主的な衛生管理の推進や普及啓発活動についてです。まずはじめに、食品衛生従事者について説明させていただきます。区の職員として食品衛生監視員が 19 名います。その他に食品衛生法 61 条で規定され、要綱により区長が委嘱する食品衛生推進員が 16 名在籍しています。また、約 160 名の方に食品衛生自治指導員として活躍していただいています。この方々の力を借りながら食品衛生の向上に努めています。

食品衛生推進員は、年 2 回開催の食品衛生推進員会議等を通じ、保健所事業への協力や普及啓発活動への協力を行いました。また、食品衛生協会の自治指導員は食品事業者に対し、249 件の自主的な衛生管理の推進活動を行いました。

⑤意見募集についてです。平成 26 年度食品衛生監視指導計画の策定において、1 月にパブリックコメントの募集を実施し、また食品衛生推進員会議で意見交換を行いました。

3 「実施結果の公表」についてです。

この内容については、6 月に区ホームページ上で公開しています。

【会長】

只今の説明について、どなたかご質問はありますか。

【委員】

カンピロバクターが原因の食中毒についてですが、潜在している患者が多いのではないかと思います。カンピロバクターは、もともと鳥の中にいる菌であり、生の鳥の肝臓を食べさせる店もあるので、基本的な調理法

の指導の徹底というものが必要であると思われるのですが。

【生活衛生課長】

委員ご指摘の内容については、冊子等も活用しながら調理法も含めて厳しく指導しているところです。

【委員】

食の安全・安心シンポジウムについてですが、25年度は10月に1回開催されています。このようなシンポジウムは区民にとって、とても興味のある事なので、26年度以降もう少し回数を増やしていただく事は可能でしょうか。

【生活衛生課長】

貴重なご意見ありがとうございます。シンポジウムを年数回開催する事は難しい面もありますが、こういったシンポジウムやチラシの配布・区報掲載など様々な媒体を活用して周知徹底を図っていきます。また、内容についても、区民の役にたつような事や興味のある事を取り上げたいと考えています。

【委員】

食品等事業者による自主的な衛生管理の推進や普及啓発活動について質問します。食品衛生自治指導員が約160名、249件の自主的な衛生管理の推進活動を行ったという事ですが、食の安全・安心が問われる中で区としてはこういった活動にどのような実務的・予算的支援をしているのでしょうか。

【生活衛生課長】

食品衛生自治指導員に対しては、出来る時には職員と一緒に活動を行ったり、腕章の配布、啓発活動を行い易くする物品等の支援を行っています。

【委員】

指導員の方達が自分の仕事をなげうって活動しているところがありますので、練馬区自民党としては、従前からしっかり予算をつけて欲しいと要望しています。また、9月から始まる議会で改めて要望していきたいと考えていますが、その辺りはどの様にお考えでしょうか。

【生活衛生課長】

指導員の方たちの協力をいただいて、練馬区の食の安全が図られているとこちらの方でも認識しています。イベント時の出展補助金なども実施していますが、今後も連携を取りながら食の安全向上に一緒に取り組んで行く事で支援をしていきたいと考えています。

【委員】

主な監視指導事業について質問します。年間監視件数 14,056 件は、かなりの数だと思うのですが、どのような体制でどんな方が実施しているのでしょうか。

【生活衛生課長】

14,056 件については、区の職員が実施しています。重点監視件数として、夏期対策・歳末一斉監視などがありますが、その他、新規や更新の際にも必ず立ち入り検査を実施して、問題がないかを確認する必要があります。また、給食施設に対しても季節や規模を考慮しながら足を運んでいます。

【委員】

前区長の志村区長が安全・安心という大きな施策をたてた訳ですから、そういう意味では大きな成果だと思います。また、前川新区長も志村区政を継承するスタンスの中でやっていますので、今後とも安全・安心を施策の中で推進していただきたいと思います。

【委員】

区内の新小学1年生に対して、手洗いポスター等を6,500部配布したとありますが、(健康づくり総合計画の際に発言しようと思ったのですが、)児童生徒の健康教育という事について、もっと突っ込んだ教育というものが出来ないものかと感じています。手洗いポスター等を6,500部配布したという表現だけでは分かりませんが、単にポスターだけを配布したのか、それとも本質的な問題点から学校教育の中に、このテーマを入れて実施したのかをお伺いします。

【健康推進課長】

児童生徒の健康教育については、再三議会からもご指摘をいただいています。区としましては、関係機関が連携して児童生徒の健康教育について、しっかり取り組んでいくという考えを持っています。次期健康づくり総合計画の中にもこの様な内容を盛り込んでいきます。

【委員】

喫煙の問題なども入っているのですか。

【健康推進課長】

未成年者の喫煙・飲酒などの問題についても、教育機関と連携して取り組んでいく考えです。

【委員】

食品等の収去検査で、基準適合率が93.8%とあります。不適合率が約6%という事になりますが、この数値は問題のないものなのでしょうか。

【生活衛生課長】

基本的に危なそうな場所を選んで、一斉に検査を実施しているので、割合として、全体に対して不適合率が約6%という訳ではありません。

【会長】

それでは、次の議題に入ります。「練馬区災害時ペット管理ボランティア事業の実施について」の説明をお願いします。

【生活衛生課長】

資料3について、生活衛生課の事業という事で参考に報告させていただきます。

練馬区災害時ペット管理ボランティア事業は、災害が発生した場合に、適切に飼育動物の保護等を行い、ペットの飼い主である区民や避難生活を送る区民の安全・安心を確保するため、災害時におけるペット対策を行うというものです。災害時には、生活衛生課に練馬区ペット防災対策本部を設置します。

避難拠点などで区と協力して災害時のペット対策を行う、災害時ペット管理ボランティアを今回募集して、区に登録します。

主な登録要件は、「ボランティアとして区と協働して活動する意欲があること。」、「満18歳以上であること。」、「動物の適正飼育についての知識や技能等を有すること、または動物の適正飼育についての経験等があること。」、「動物を取り扱う活動をする上で、健康上の問題がないこと。」、「食事や活動場所への移動手段等を用意できること。また、活動に要する費用を自己負担できること。」となります。

活動内容は、「避難拠点において、ペットを連れて避難した飼い主の登録を行う。」、「同行避難者が編成する動物保護班に加わり、避難拠点に設置された動物避難所において、ペットの世話や清掃を行う。」、「飼育できなくなったペットを収容するために区が設置する（仮称）動物救護センターにおける施設の運営維持やペットの世話等を行う。」、「避難拠点運営連絡会や区の主催する会議、訓練等に参加する。」です。会議や訓練等を通じて日頃から、ペット管理ボランティアと各避難拠点の方達が発災時の対策について話し合う事が重要であると認識しています。

今後の活動としては、ボランティア登録者に対し、研修を実施するとともに同行避難訓練等の参加を通して、発災時の活動に備えます。

6月11日号「ねりま区報」およびホームページで募集を開始し、現在、10名の方の登録をしています。

報告は以上です。

【会長】

登録済みの10名のボランティアは若い人が多いのですか。また、男女比はどうなっていますか。

【生活衛生課長】

高齢の方もいれば、若い方もいます。性別は女性の方が多いです。

【会長】

議題は以上となります。その他、なにかありますか。

【健康推進課長】

事務局から1点、ご報告があります。

協議会委員の任期についてです。協議会委員の任期は2年間となっており、現在の委員の任期は平成26年8月1日までです。健康づくり総合計画の策定については、これまで賜りましたご意見を次の第九期協議会に引き継ぎ、進めてまいります。

【会長】

ありがとうございました。今の報告にもあったとおり、本日は第八期健康推進協議会の任期最後の会議となります。委員の皆さま、どうもありがとうございました。本来であれば、ここで、お一人ずつ一言感想をいただきたいところですが、終了時間の都合もございますので、特にご発言され

たい方がいらっしゃれば、お願いします。よろしいでしょうか。

それでは、理事者を代表して健康部長、お願いします。

【健康部長】

委員の皆様、本日が最後の会議となります。一言、ご挨拶をさせていただきます。まず、第八期の皆様に今日に至るまで、活発なご議論・多様なご意見をいただきまして、心から感謝を申し上げます。がん検診率の向上の取組・災害医療コーディネーター・食品衛生の確保といった健康施策の大きな取組について、皆様から貴重なご意見をいただきました。また、健康実態調査についてもご意見をいただきました。次期健康づくり総合計画の策定については第九期の委員に委ねる事になりますが、皆様からいただいたご意見は、有意義に活用させていただきます。

皆様におかれましては、任期終了後も区の保健衛生行政について、ご意見・ご指導をお願いいたします。ありがとうございました。

なお、ひとつ報告させていただきます。副会長におかれましては、今期をもちまして健康推進協議会委員を御勇退されます。これまで、5期10年間に渡り本協議会の委員として、区の保健衛生行政にご尽力いただきました。会議終了後、区長から感謝状を贈呈させていただく事を報告いたします。副会長、ありがとうございました。

【会長】

副会長には、長い間、練馬区のために貢献いただきました。特に本協議会の副会長としてご尽力いただいた事を御礼申し上げます。ありがとうございました。

以上で練馬区健康推進協議会を閉会します。